

障害者の人権について

～基本的人権と「障害者の権利条約」～

基本的人権って？

日本国憲法には「基本的人権の尊重」がうたわれています。基本的人権とは、人が人としてある以上、生まれながらにもっている権利のことです。日本国憲法は、思想・表現の自由などの自由権、個人が同等に取り扱われる平等権、健康で文化的な生活ができる生存権などの社会権、国政や自治体の選挙に参加できる参政権、国や自治体の行為で損害をこうむった場合に賠償を請求することができる権利などを、基本的人権として保障しています。

障害者の権利をめぐる国連の動き

1975年、国際連合で「障害者の権利宣言」が採択され、障害者が人として尊重される権利を生まれながらにもっていること、障害を理由に差別されないこと、そして、可能なかぎり普通の生活を送ることができる権利をもっているということが示されました。そして、2006年に採択された「障害者の権利条約」では、「障害のあるすべての人によるすべての人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること、並びに

障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする」(川島聡＝長瀬修 仮訳、2008年5月30日付) ことが掲げられたのです。

だれもが暮らしやすい社会の実現に向けて

現在の日本で、障害のある人に対する差別が存在することは否定できません。障害があることで生まれる不利益に対して、ともすれば「自己責任」だと片づけられてしまう面もあります。けれど、障害があることは、その人の責任でしょうか。

またその反面、障害のある人のためにつくられた法律や制度が、結果的に障害のある人を区別し、「特別扱い」することにつながってはいないでしょうか。

「障害者の権利条約」が示しているのは、単に障害のある人たちへの差別の禁止ということではありません。人として生まれてきたからには、障害のあるなしにかかわらず、すべての人と同じように、当然保障されるべき権利を当たり前のこととして保障すべきということです。「差別」でも「特別扱い」でもなく、平等な存在として保障することが望まれているのです。

「障害者の権利条約」は日本ではまだ批准ひしゅんされていません。今後日本で適用(批准)されたとしても、前に述べたような差別意識がすぐなくなるわけではないでしょう。本当にだれもが暮らしやすい社会にしていこうためには、今以上に啓発をくり返していくことが大事です。障害がある人たちにとって「当たり前の生活」の実現とは、基本的人権を保障することにほかならないのです。